

政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会

1 日時 平成 20 年 10 月 28 日（火）10 時 00 分から 12 時 15 分

2 場所 経済産業省別館 10 階 1014 号会議室

3 出席者

（独立行政法人評価分科会所属委員）

富田俊基独立行政法人評価分科会長、樫谷隆夫独立行政法人評価分科会長代理（※）、黒田玲子委員（※）、縣公一郎、浅羽隆史、阿曾沼元博、稲継裕昭、梅里良正、岡本義朗（※）、梶川融（※）、河野正男、河村小百合、黒川行治、黒田壽二（※）、櫻井通晴（※）、高木佳子、松田美幸、山本清（※）の各臨時委員

（※）を付した委員については、審議の一部に参画していない。

（総務省）

関有一行政評価局長、渡会修官房審議官、新井豊行政評価局総務課長、白岩俊評価監視官、菅原希評価監視官、岩田博調査官、細川則明調査官

4 議題

- （1）平成 19 年度業務実績評価について
- （2） 役員の退職金に係る業績勘案率について
- （3） その他

5 配布資料

- 資料 1－1 独立行政法人等の評価結果一覧（平成 19 年度業務実績に対する評価）
- 資料 1－2 国立大学法人・大学共同利用機関法人の平成19年度に係る業務の実績に関する評価結果の概要
- 資料 2－1 役員退職金の業績勘案率に関する前回分科会（9 月 5 日）での意見等
- 資料 2－2 各府省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について
- 資料 2－3 内閣府独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について
- 資料 2－4 文部科学省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

資料 2-5 厚生労働省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

資料 2-6-1 国土交通省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

資料 2-6-2 財務省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

【富田分科会長】 それでは、時間になりましたので、ただいまから政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会を開会いたします。

本日は2つ案件がございまして、「平成19年度業務実績評価について」及び「役員の退職金に係る業績勘案率」について、事務局から説明を受け御審議をお願いいたします。

それでは、まず平成19年度業務実績評価について事務局から説明願います。

【白岩評価監視官】 それでは、説明させていただきます。

説明に先立ちまして、事務局のほうから一言御礼申し上げます。お忙しい中、今回のこの資料作成に当たって、ワーキング・グループの先生方に時間を割いていただいて大変な御議論をいただきました。また、日程的に、会合の回数や時間が十分に取れなかったところはメールのやりとりまでさせていただいて意見を入れていただいている点がございまして、そういう点もございまして、今日はできるだけ御紹介したいのですが、102の法人でございまして、かいつまんで説明せざるを得ないところもございまして御容赦願いたいと存じます。

それでは、Iの資料リストのほうのダブルクリップをまず開いていただければと存じますが、私ども委員会で御覧いただいております独立行政法人の評価結果の一覧というのが資料1-1でございまして、ここにこのような形で評価が整理してございまして、あるいは総合評価の記述であるとか、そういうようなことが整理してあろうかと思っております。こういう評価で記されているような評価の内容について、個々に立ち入って御審議いただいたということでございまして。

まず、過去の18年度の指摘と19年度のこれからの対処方針等に関して申し上げますけれども、まず、共通的に全ワーキングを通じたものについて言わせていただきたいと思います。今回、事務局のほうでは若干工夫させていただいて、これまで評価の仕組みが始まって間もないことから、評価委員会に対しても、どちらかというと意見というか、アドバイスというか、そういう趣旨もあって、法人に「何々を明らかにさせた上で評価すべきである」というような結論を持ってきたものが多くございました。今回、先生方も気がつかれていると思うのですが、「何々を明らかにさせた上で」という部分については必ずしも書いてございません。評価がスタートしてもう6年を経しておりますので、もうそういう段階ではないであろうということで、「何々について評価すべきである」とははっきり書けるものは書こうと。「明らかにさせた上で」というような表現をするのは、それは明らかにさせること自体に重要な意味があるというメッセージ性があるのではないかとということで、そうい

う整理をかなりさせていただいております。

それからもう一つ、不祥事案というのが結構ございます。評価の本道ではないのかも分かりませんが、しかし、評価をする側としてみれば、これについて言及をしないのはいかかなものかというような御批判もあり得ると思います。そこで、各独法について不祥事案的なものがあるものについては、それについて国民に対してきちっと説明すべきであるという趣旨の記述を入れることとしております。

具体的に申しますと、例えば外務省の2法人であるとか、あるいは財務省の2法人であるとか、そのほかいろいろあろうかと思えますけれども、そういった個々の指摘があったものについては、評価委員会としてしっかり見解を述べるべきであるという趣旨のことを書いてございます。

それから、昨年言及した事項について、今年何も触れていないということであれば、それについては指摘しているところです。

昨年の指摘事項を個別に見てまいりますと、評価基準については、これは評価基準について明確化し、あるいは改善する必要があるれば改善しろというような指摘を昨年したんですが、では何を改善するのかということについては、具体的には個別に考えなければなりません。これにつきましては、どちらかという、推奨すべきような取組があればということで、事務方としてはチェックしてまいりました。

次に、欠損、剰余金のほうですが、これは昔からよく議論してきたところでございますが、まず原因を究明して、そして運営上の問題があれば改善というような問題でございます。昨年度ベースで1億円以上の欠損金もしくは剰余金が出たものについて検討し、例えばどう運営すべきかということに言及がない、あるいは不十分である、あるいは原因の究明すらやっていないものについては個別の指摘を法人ごとにしていく。ただし、これは評価委員会が実際にやっていないということかどうかは分かりません。評価書の中に書いてないということで、評価書として国民に対して説明するものとしていかなものかということを見ております。

次に資産の有効活用でございますが、これは昨年の整理合理化計画の中で不要財産の処理等について積極的に進めるようなことも出ていたわけですが、本年度の評価は19年度の実績の評価でございますので、整理合理化計画に基づく20年度以降のことについては若干先取りしたものになります。しかし、法人のほうで進んでいるもの、積極的に取り組んでいるものがあれば、それは拾って評価するものがあれば積極的に評価してもいいのではな

いかということで、事務局としては検証させていただきました。

次、総人件費及び給与水準でございますが、特に給与水準というのはどこが適当なのかというのは、各ワーキング・グループでもしばしば問題になったことを御記憶あるかと思いますが、それについて、8月にこんな関心事項でどうかというふうに整理したものがございまして、それに応じて評価書の記述はどうかということを見ております。

ただ、評価書では給与水準については妥当であるという結論しか出てない、又は書いてないものがほとんどでございます。そうすると、妥当であるという根拠になった業務実績報告書のほうに言及がどうなっているかというところを精査しております。対応方針として実際に個別の記述を書くに当たってどんなことを考えたらいいかということを見直ししております。

例を申しますと、ともかく基本的には事務、技術職の普通の職員の給与水準がまず問題になるのではないかと、そこをメインに考えましょうと。実は他の職種で言いますと、病院医師というのは、国立病院機構などというのは例えば幾らであるということになるんですが、まず国民的に批判されているのは、こういう分野ではおそろくなかろうと思いますが、その上に人事院勧告で、実は国立病院機構のほうの水準を参考に見られる勧告も出ている現状を考えますと、病院医師の場合にどういうふうに水準を判断するのかはなかなか議論がございます。

一方、給与水準が高い理由について全く言及がないというのも、これもいかなものかということで、そこはしっかり言及してはどうかということで個別に指摘していく。その他、さらに事務局の職員配置を見直して、地域手当とか、そういったものに相当するような支給をしなくて済むような経営を考えてはどうかみたいなことまでちょっと踏み込んでみるのはあり得るのだろうかと考えてみました。つまり、東京であれば物価水準が高いのですが、同じような事務所があるので、地方のほうに職員の寮をシフトする、そういうような経営もあり得るのではないかというようなことも、給与水準だけであれば考えられるということなんですが、残念ながらこういうような取組をしているところは、今のところ、見つかっておりません。

いずれにせよ、そういうような先駆的というか、鋭意な取組がもしあれば、むしろ推奨するような話として探せないかということで探したところであります。

人件費関係についてはそういうことで全部整理してございます。

それから、官民競争入札については、今回平成19年度中に取り組むことが、もう政府の

既往の方針で明らかになっているものがあれば、それについてどういう報告がなされ、評価がなされているかという観点でチェックしております。

随意契約については、別途、岩田調査官のほうから御説明させていただきます。

公益法人、あるいはコンプライアンスの問題に入ってきますと、内部統制の問題はどこも新しい問題として積極的に取り組んでいる様子がうかがえます。ただし、各法人で内部統制についてどこまで何をやればいいのかという点については、明確な方針なり基準なりガイドラインがあるわけではございません。コンプライアンスに限ってみれば、特に倫理委員会であるとか、そういったものの設置について、それなりに取組が始まっているような報告があり、それに対しての評価がなされているということがわかっております。ただ、それでもなおかつ不十分なものがあるのではないかと注目に注目してございます。

目的積立金については、基本的には言及なりがあって、先ほどの剰余金と同じような形で不足があれば、個別に指摘する形をとってございます。

また、新規ということで、監事との連携、あるいは国民からの意見募集というものがございまして、これは整理合理化計画等でもピックアップされたテーマであります。監事との連携につきましては、監事報告書なり何なりを考慮の上評価をしている点は、どうやらどこの法人もほとんどでございまして、したがって、それだけでは一応満たしているとか、よいと言うまでかどうかは分かりませんが、評価としては、そういうところで不足とまでは言えないのではないかと注目に注目してございます。

国民からの意見募集等につきましては、前に分科会でも話題になりましたけれども、若干どこまでやればいいのかというのは、なかなか議論の分かれるところではございますが、独法ごとにホームページで意見をくださいというようなことを言っているようなところについては、内閣官房はある程度方針を満たしていると考えの方針と伺いました。調べたところ、国民からの意見募集を明確にやっていないという回答が返ってきたところは2つありますが、それ以外は一応そういう国民の目線というのを配慮している取組がなされていた点が明らかになったわけではございます。

共通的なところで御説明するのは以上でございまして、いずれにしても、言及すべきと言ったにもかかわらず言及してないものについては個別に言及するようにして、個別に文章は詰めてまいりたいと思っておりますが、これを踏まえまして、次に個別意見に移りたいと思っております。今申し上げたようなことで共通的に整理されているものは幾らもあるのですが、若干、特に言及を申し上げたい、あるいは今回御議論いただく価値があるのではないかと

思うような点を御指摘させていただきたいと思います。

まず郵便貯金・簡易生命保険管理機構でございます。この法人は実は年度評価は今回初めてでございます。剰余金が出てきているのですが、この原因が、非常に特殊な業務をやっておりますものですから、簡易保険もしくは郵便貯金について、貯金者もしくは保険をした保険者の方が請求をしなかったと、もちろん請求の催告をするのですが、相当まめにしているのですけれども、結果として時効により権利消滅してこちらの法人の所得になってしまった結果、剰余金が生じているものでございます。

これは、そういう剰余金が生じると、この法人の運転資金のほうに回るように、この法人の制度の設計上なっております。今回は事務事業の見直しではございませんから、今、こういう状態であるということをお紹介させていただいた上で、発生原因の特殊性を踏まえ、例えば郵便貯金であれば、国が保証している郵便貯金でございます。その権利消滅金がこちらの法人の収入として整理されてしまうという特殊性を踏まえまして、評価委員会も時効取得した資金についての管理方法などやり方についても検証を促すように、情報を出すべきではないかということでございます。

次に、過去の勧告の方向性に係るもの、例えば第1ワーキングと第2ワーキングに限定して申しますと、国際協力機構、それから農林水産省の農業・食品産業技術総合研究機構、どちらも事業の整理もしくは地方組織の見直しというのが、中期計画なり目標の中に盛り込んでいながら、その取組が見えてこない、もしくは遅いということでございます。

国際協力機構の海外移住事業について言えば、地域ごとの事業目的や達成状況を検証し、役割を終えたと判断したものは廃止するものとするというふうに、勧告の方向性が出てございますが、実際にはその検証の結果とおぼしきものが業務実績等にも一次評価結果にも出ておりません。それで、ともかくA評価となっております。A評価というのは「順調である」ということでありまして、それでいいのかという問題ではなかろうかと思います。

それから、次に、農業・食品産業技術総合研究機構ですが、これは平成16年に勧告の方向性が出ておりまして、18年に中期計画ができて、19年というと第2年度に当たります。ちなみに16年の勧告の方向性では、近接する拠点での一元化等を図り効率的な組織運営を行うと。ここの機関は小さなほ場とか研究施設がたくさんある独法でございますが、その独法について若干整理しているところもございます。しかし、こういう勧告の方向性が出て、業務実績や一次評価結果を御覧いただきますと、計画年度2年度目にして、研究組織の見直しを行うための体制検討本部を設置し、考え方を整理したということをお評価してA

評定となっております。これが妥当なのかどうかということでございます。

このような論点、ワーキング・グループ3、4、5についても、その類似のものは後で菅原のほうから御指摘申しますが、一回評価なり勧告の方向性なりをしておるものについての取組が、少なくともこちらから見ると、不十分もしくは遅いというようなものについて、しかも評定でAというようなものがついているものについてどう考えるかという論点でございます。

それから、今度は、緑資源機構になります。これも評価の方法としてどうだろうかという議論でございますが、まず御案内のとおり緑資源機構は、平成20年3月末日をもって廃止されております。4月以降は事業が2つの独法に分散して継承されており、法律上は、評価は継承したほうの法人が受けることになっております。

このような例はかつて農業者大学校に例がございます。農業者大学校の場合は分割してはいませんでした。それから、消防大学校が廃止されておりますが、これは省は違いますが、この場合は評価を受けるのは総務大臣、所管の大臣ということでございました。

農林水産省の場合は、非常に評価の仕方が分かりやすく、過去ずっと法人ごとにA、B、C、Dと総合評定をつける努力をしておいでになります。ちなみにこういう法人ごとに1つの評定をつけるパターンは、経産省と農水省と環境省に例が見られます。そのほかの省は、大体総合評定というものは記述でございまして、こういう評定記号をつけておりません。その上で緑資源機構の問題ですが、最後の年の評価につきまして、評定の記号はつけておりません。それは評価としてどうなのかという問題がまずございます。

次に、総合評価の記述でございまして、「託された業務の大半を中期計画に基づいて順調に推移させてきたほか、新技術や新工法も開発してきており評価すべき点もある。しかしながら、分科会としては、組織の廃止という遺憾な結果を自ら招いたことについて、機構が適正な業務運営を怠った責任の重大さを改めて指摘するものである。」となっております。これはかなり誠実な記述ではあると思いますが、他方において、これについて緑資源機構の今年の業務実績は一体どう評価されたのかという点が不十分という見方もあろうかと思ひまして、その点指摘をしてはどうかと考えております。

続いて、農業者年金基金という基金がございます。この基金につきましてですが、御案内のような昨年の後半以来の状況でございまして、独立行政法人において意欲的というか、株式運用等をしてきたところについては、本年の結果を見ますと、軒並み評価損を出しております。評価損というものは、どうしてもこういう市場的なものでは出るものであると

というような御意見もワーキング・グループでございました。そのとおりであろうと思います。それをプラスと評価するかマイナスと評価するかについては、例えばポートフォリオの内訳に立ち至ってベンチマークと比較をして、運用としていいのか悪いのかというところまでの評価もした上でないと、軽々なことは言えないというような御意見もあったところでございます。

これはかなり多くの独法に広がる話でございますので、特に御紹介させていただきますが、例えば農業者年金基金、あるいは経済産業省の中小企業基盤整備機構、そちらのほうでも運用損を出しております。農業者年金基金は、そもそも基金は1,000億で50億の損でございます。中小企業基盤整備機構であれば、1,800億の損を出しております。

実はそのベンチマーク等の評価の仕方もそうなのですが、ここで評定という記号で見ますと、なおAがついていたりBがついていたりいたします。ここで評価とは何なんだろうかと。実はワーキング・グループの一つで先生方から御指摘があったところがございまして、この基金の運用の問題に触発されて出てくると思いますが、ファンドマネジャーの成績評価なのか、それとも独法の業績なのか。中期目標というものの乖離というところで言うと、例えばベンチマーク±5%というような目標なり計画なりを立てている。そうすると、基金に損を出しておきながら、なお順調であるという評価、つまりA、とぴったり来るのだろうか、こういうような問題があって、非常に悩ましいところであるなということで御紹介させていただきます。

これは、菅原監視官、ほかの基金はどんなのがあるんですか。

**【菅原評価監視官】** 主に厚生労働省の関係でございますけれども、勤労者退職金共済機構でございますが、ここにつきましては健全な資産運用ということで、例えば中小企業の退職共済で言いますと、約3.5兆円の資金を運用しております、19年度は1,400億円の赤字ということで、これにつきましては、評価委員会としてはベンチマーク同等のパフォーマンスとなっているということでB評定、これは中期計画におおむね合致しているという判断をいたしております。

これに対しまして、独法の中では一番運用額が大きい法人でございますが、年金積立金管理運用独法でございます。ここの当期総損失の欄に書いておりますけれども、ここは91兆円を運用しております、19年度は5.8兆円の赤字ということになっております。

評価結果のほうでは、ベンチマーク収益率をおおむね確保できたといましてA評定、中期計画を上回っているということになっておりますけれども、ここの法人につきまして

は、中期計画等において個別に目標が立てられておりまして、それは各年度における資産ごとのベンチマーク収益率を確保するように努めるということにされております。資産ごとに見ますと、ベンチマーク収益率を上回ったのは、外国債券が+0.12%ということで、1つだけです。おおむねベンチマーク並みの収益率となったのが3つでありまして、国内債券、国内株式、短期資産でございます。それで、ベンチマーク収益率を下回ったというのが外国株式、これが-0.30ポイントということでございまして、○が1つ、△が3つ、×が1つというような状況ではB評価、中期計画におおむね合致しているとするのが妥当ではないかというふうに考えております。

【白岩評価監視官】 これは評価と、それから実際の成果と、あるいはそこでやっている人の努力というのをどういうふうに考えていくかという論点もあるのではないかと思います。実は外部要因をどう考えるかという問題とも絡んでくると思います。

その意味で、石油天然ガス・金属鉱物資源機構というところがございまして、ここが実は国内に2カ所天然ガスの地下備蓄基地をつくる事業をやっております。事業自体は国家事業でございます。問題は、その事業につきまして、この表にありますとおり、中期計画では20年と21年にそれぞれ完成する。19年度末には進捗率は95±5あるいは90±5、こういうことになっております。

この中期計画は少なくとも19年度末までは変えられておりません。経産省は中期計画との進捗率の比較によって事業を評価する、こういう評価基準をつくっております。ところが、実はここにつきましては、残念なことに事業を続行するのに極めて困難な事態、つまり地下に水のしみ込みやすいところが当たってしまったということで、工事を延期せざるを得ないというか、延長せざるを得ない状況になっております。

ところが、これにつきまして、平成19年度の年度計画は実は変更されまして、この表にあるとおり80と50とそれぞれ進捗率の数字が書いてございます。そして、実績でこうなったので、評価はAと。問題なのは、年度計画と中期計画は御案内のとおり手順が違うわけございまして、年度計画は独法が作って届け出るだけ。中期計画は独法が作って大臣の認可を受けて評価委員会の意見を聞く、こういう段取りになっておりますが、中期計画を変えずに、外部要因が生じたものについてこういう事態になったときに、評価委員会が評価基準と違う方法で評価をしているのではないかと思えるところがございまして。これは評価における手続の問題なのかも分かりません。そういうようなことがありました。

また、手続論でいきますと、去年Aだったのが、今年AAになっているような例もござ

います。それは例えばNICTという独法なのですが、実は事業成果自体は変わっておらずに、ほとんど変わっていないように素人目には数値の上では見えるのですが、それについて特段の説明もないまま、Aが今度はAAになっている。別に前例踏襲をする必要は全くないと思うのですが、こういう問題についてどう考えたらいいかという問題もございました。

それから、私のほうから紹介する個別で最後にしたいと思いますが、環境省でございます。この件につきましては、実は環境省の評価委員会から当評価委員会にきちっと話しておくように言われたと事務局から伝達を受けております。これは何かと申しますと、公害健康被害補償予防勘定がございます。説明すると長くなりますが、要するに、汚染源を出したところがお金を拠出して、それで被害者に対して交付するという勘定でございます。その中である汚染事件に対するものについては、汚染源を出した人が特定できないまま昭和47年以来毎年、現在で言うとも8,000万円程度ですが、特定できないものですから債権があるんですが、お金が集められない。未収金の状態になっております。その被害者に対する給付は、幸いにして運用益によって賄うことができておりますが、しかし、財務諸表の上ではどうするかといいますと、バランスシートではこちら側に引当金を充てて一応バランスはとれております。しかし、毎年積み上がっていて、よく考えると、債権の時効の問題があるのではないか。つまり、実現が不可能な債権が計上されているのではないかという問題がございます。そういうような問題について、今、環境省のほうに見解を問うているところでございますが、基本的にはワーキング・グループ2のほうで御議論いただきましたので、それだけの紹介にとどめますが、いろいろ論点があるような案件ではなかろうかと思っております。

続きまして、3から5について御説明します。

**【菅原評価監視官】** 時間の関係もございますので、主なものだけかいつまんで御説明をさせていただきますと思います。

ここからは過去のいわば指摘事項に対する対応関係ということでございますけれども、日本学生支援機構、御案内のとおり奨学金の貸与を行う法人でございますが、18年の勧告の方向性におきまして、財団法人の日本国際教育支援協会が機関保証業務というのを実施いたしておりますけれども、延滞債権のリスクを保証機関に安易に移転することがないように債務保証の収支、代位弁済・回収状況等を把握し、機関保証の妥当性を毎年度検証することになっております。

これにつきまして、19年度におきましては、機構のほうで検証委員会の設置準備を進めておりますが、具体的な検証までには至っておりませんので、今後は機関保証の妥当性の検証について評価を行うべきといったような指摘をしてはいかがかと考えております。

それから、空港周辺整備機構でございます。ここは大阪空港と福岡空港の周辺整備を行う法人でございますけれども、ここにつきまして、19年の勧告の方向性におきまして、民家防音事業について事務手続の迅速化を図ること、空調機器の工事単価や調査項目を見直すこと、業務発注を競争入札とすることなどを指摘いたしております。評価結果のほうにつきましては、事務手続の短縮については評価がございましたけれども、その他の項目については評価がございませんので、それらについて評価をすべきといったような指摘をしてはいかがかというふうに考えております。

都市再生機構でございます。ここにつきましては、整理合理化計画において指摘事項がございますが、これは18年度の意見で、各省共通的に指摘いたしました関連法人への業務委託の妥当性の評価に加えまして、この法人につきましては、昨年の整理合理化計画におきまして、まず1つとして、機構本体が繰越欠損金を抱えているのに、関連会社には剰余金が生じているものがあって、その剰余金を機構のために活用すべきではないかというのが一番目の指摘でございます。

その次の指摘としまして、関連会社の随意契約の必要性や契約額の適正性の検証をすべきである。

3つ目の指摘としまして、財団法人住宅管理協会の組織形態を見直すべきといったような指摘が個別になされておるところでございます。

これらにつきまして、機構の業務実績をみると実際に取り組んでいるものもございしますが、まだ取り組まれてないものもございしますので、評価委員会の評定結果は2ということになっておりまして、次年度以降の見直しを期待するというようなことが書いてございすけれども、ここについては引き続き評価をすべきというような指摘をしてはいかがかと考えてございます。

それから、内閣府の沖縄科学技術研究基盤整備機構でございます。これは沖縄に世界最高水準の大学院大学を開学するための設立準備を行っているところでございます。18年度の意見におきまして、評価指標を具体的かつ定量的に設定すること、それから法人の業務内容、進捗<sup>ちよく</sup>状況等の基本的状況を具体的に記述すること、その上で厳格な評価を行い、その評価の考え方、理由、根拠等について明らかにすべきだといったような指摘をいたし

ております。

19年度の評価結果では、着実に実施されているとか、計画的かつ適切に実施されたなどの記載が見られますけれども、その根拠となる定量的なデータは示されておらず、例えば、決算報告書を拾ってみますと、17年度から毎年度予算の執行残が生じているとか、あるいは、事務職員の定数が充足されていないといったことから十分な進捗<sup>ちよく</sup>状況にないのではないかというふうに思っております。しかしながら、この点に関しましては、ワーキングのほうにおきまして予算の執行残があることをもって直ちに遅れているというふうに断ずるのはいかがなものかといった御意見がございまして、ここの二次意見素案のところはちょっと検討中ということにさせていただいているところでございます。

それから、先ほどこっちと資産のところでも申し上げました勤労者退職金共済機構でございます。ここは19年の勧告の方向性におきまして、退職金の受給資格があるのに請求をしていない。いわゆる未請求とか共済手帳の未更新の問題について、退職金の確実な支給をするための取組を強化すべきだということでもろもろ指摘をしたところでございます。

これにつきまして、評価結果では、機構はこういうことはやりましたという取組の状況は書いてございますけれども、その結果、じゃ、どれだけ減ったのかという具体的な成果については何ら触れられておりませんので、その取組による効果について明らかにした上で評価すべきといったような指摘をしてはいかがかというふうに考えております。

過去の指摘事項関係では以上のようなことでございますが、それ以外のものについて一つだけ御紹介させていただいていますが、日本スポーツ振興センターの、例の toto、スポーツ振興投票業務についてでございます。ここについては、もともと欠損金がたまっているということが非常に問題でありまして、売上げのところは、平成18年ぐらいまでは100億台の売上げだったのが、平成19年は、これはBIGが当たったということで637億円の売上げになった。その結果繰越欠損金のほうも、18年度で264億円あったのが96億円まで減って、また20年度も好調のようですので減るということになっているようですけれども、売上げが上がったということで評価はされてはおるんですけれども、売上げはその時々状況によって影響を受けますので、安定的に収益を確保する観点からは、その経費のほうについて評価委員会のほうで見ていただきたいというような指摘をしてはどうかと考えております。

最後に、国立大学法人の関係について一言申し上げたいと思います。この資料の一番後に資料1-2というのがございます。この1-2の紙自体は、文部科学省の国立大学法人

評価委員会のいわゆる一次評価でございまして、これが決定されましたのは、今月の9日ということで当方に送付されてございます。

この中身をごく簡単に申し上げますと、1ページの下のほうに項目別評価というので、「業務運営の改善及び効率化」であるとか「財務内容の改善」といったような4項目がございまして、これを国立大学法人と大学共同利用機関法人を合わせて90法人について見たところ、延べ18法人についてはやや遅れているというような評価をいたしております。

この評価結果の提出を受けまして、国立大学法人ワーキング・グループでは、まず独立行政法人整理合理化計画において措置すべきものとされている事項のうち、国立大学法人について共通的に適用できる事項がないかどうか、それから、これまで政独委が指摘した事項について適切に評価が行われているかどうか、あるいはこれまで国立大学法人評価委員会が指摘した事項についてフォローアップが行われているかどうかといった点を中心にちょっと見直し作業を進めておりますけれども、先ほど申し上げたとおり、一次評価の決定が遅かったこともございまして、現時点で指摘事項案といったような形でお示しできる状況まで進んでおりません。今後ワーキング・グループで御議論いただいた上で、次回の分科会にお諮りをしたいというふうに考えております。

長くなりましたが、以上でございます。

**【富田分科会長】** ありがとうございます。

事務局、随意契約関係の御説明をお願いします。

**【岩田調査官】** それでは、議題1の最後の随意契約の関係でございます。

随契につきましては、9月5日の分科会の結果を踏まえまして関心事項を各府省の評価委員会に通知したところでございます。その結果、6府省の評価委員会におきまして追加の評価なりをいたすという連絡がございました。

ただ、向こうの評価委員会の開催事情等もございまして、まだすべてがこちらのほうに出そろっているわけではございません。そういったこともございまして、本日は、追加の評価あるいは報告の予定がないとする評価委員会の一次評価の例をちょっと御紹介させていただきたいと思っております。

本日はその個々の評価に対しまして特段のコメントはいたしません、一目見てお分かりのように相当な濃淡がございまして、ただ、この濃淡につきましては、それぞれの関心の持ち方といいますか、法人の契約件数の多寡とか、あるいはまた契約に関して何か世間的に注目を集めている事柄があるかどうか、そういったことが影響しているかとは思いま

すが、いずれにしても、関心事項を通知した趣旨からすれば、こういった濃淡が出るのはいかなるものかというふうに事務局は考えてございます。

あと、追加のところが出てまいりますがおそらくそれらのところは十分な評価がなされておるといふふうに期待はしているところでございますが、それはまた追って御相談させていただきたいと思っております。

今後でございますが、11月末に予定されております分科会におきまして、意見の素案をお示しできるように作業を進めてまいりたいと考えてございます。

随契については以上でございます。

【富田分科会長】      ありがとうございます。

それでは、以上の御説明に対しまして、御意見、御質問などございましたら御自由にどうぞ。いかがでしょうか。

【河村臨時委員】      御説明ありがとうございます。最初に基本的なところの御質問が1つと、あと意見、コメントを申し上げさせていただきたいと思っております。

基本的な質問というのは、今ごろお尋ねして恐縮なんですけど、最初の資料1-1の整理の仕方なんですけれども、独法によっては複数の省庁をまたいで主管省になっているところがあると思うのですが、そうした法人のここへの記載の仕方はどういう原則になっているのかなとちょっと思いまして、物によっては、例えば水資源機構あたりなんかですと、国交省のところだけ書いてあるかなという気がするのですが、あと政策金融の関係ですかね、住宅金融支援機構とかですと、国土交通省と財務省のところにも出てきて、評価がちよっと違っていたりするものですから、その辺がどうなっているかということをお尋ねできればと思います。

もう一つはコメントでございまして、今、御説明いただきました資産の運用のところなんですけれども、考え方として、今までにもこの政独委のほうからもそういうところの運用について効率化というようなことで、もう少し工夫したらどうかというようなことを指摘してきていると思うんですね。それに対して、昨年ああいうマーケットの状況になった。今年は今もうもっとひどい状況になっているわけで、今年状況を来年また評価するわけですね。ですから、効率的に運用すべきだ、すべきだということだけ言っていて、あと評価については、各省いろいろ悩まれてこういう結論を出してきていらっしゃるんですけども、それについてケース・バイ・ケース的に、これはいいとか、これはいけないとか、そういうアプローチも必要でしょうけれども、もし可能であれば、この政独委として今年

度分について意見を出すときに、共通意見にできるかどうかは、ちょっとそこは議論の余地があるかもしれませんが、考え方の方向性みたいなものは示してもいいのではないかという気がいたします。

今、いろいろなケースについて、両評価監視官からご説明いただいたんですけれども、考え方としては、独法にもよるでしょうけれども、ベンチマークとの評価というものが一つとられていると。例えば国内の株式なら国内の株式で、要するに、大きな市場の動きを評価するようなベンチマーク、日経225とか、そういうインデックスがどう動いたかを見て、それに対して、そう遜色ない運用ができていくかどうかということで見るということが一つ。

でも、さはさりながら、やっぱりプラスがとれたのか、マイナスがとれたのかということもありますし、そういったところの見方をどうするのか。ベンチマークを一つ目安にしてみるというのは、例えば海外での公的な機関が持っているファンドの運用なんかをするときにもそういう評価をしているアプローチが非常に多いと思いますので、それはそれでいいと思うのですが、しかしながら、実際に、プラスの右肩上がりのときはいいんですけども、今年の分なんてやったらものすごいことになってくると思いますので、それをどう評価するのか。

先ほどファンドマネジャーの成績なのか、独法の業績なのかということの評価監視官がおっしゃられて、そのとおりでと思うんですけれども、やはりそういったところをどう考えていくのかという目安といいますか、この政独委としてどういうふうに考えているのかということ、やっぱり去年の実績に対する今やっている評価の時点で、できればきちんと考え方を示しておいたほうがいいのではないかと思います。

で、ベンチマークとの比較なんですけれども、それをしてベンチマークそこそこであればいいというのも、ちょっとやっぱり議論があるような気がして、ここで出てくるような独法の運用というのは、あくまで国民から預かった公的な資金の運用ということで、あんまりリスクをとるような運用はしてないケースが多いと思うんです。やるとしても、債券、固定金利がついたものの国内債券、外国債券、それからせいぜい株式ですね。国内株式、外国株式で、基本的には優良企業のやつを買うということだと思うんですけれども、それ以上の積極運用をすることはないと思いますので、でも、じゃ、そうしたら、その4種類の中でもどれを選択するかによって、先ほどの御説明の中にも一つありましたけれども、プラスがとれたところもあって、大きくマイナスがついちゃうところもあるわけで、そう

いったファンドの構成をどうするのかという判断を、だれがどういう責任でやっているのかということもありますし、例えば去年ああいう状況になって、それを受けて今年どうやっているのか。去年の教訓を見て、今年どういうふうな運用の、例えば比率を変えたのかとか、そういうことも今年度分を来年度評価するときには考えなきゃいけないんじゃないかという気がいたしますので、もし可能であれば、そういったところを、あまり事細かに書けるものじゃないと思いますが、実際にどういうふうな評価の上で考えていくのかということを検討してもいいのではないかと思います。

ちょっと長くなってしまってますみません。以上、2点目は意見でございます。

【富田分科会長】       じゃ、事務局、お願いします。

【白岩評価監視官】       御質問に対するお答えだけさせていただきます。

非常に単純に言うと、主管の省で整理してございます。実は並び主管と申しまして、奄美群島とか、そういうのは財務省と、それぞれ評価書が2つ出てくるタイプと、どこかの評価書で統合されていて、その過程で評価委員会の意見が集約されているものと2つございます。

いずれにいたしましても、主管で整理しております。評価書が2つ出てくるところにつきましては、2通ともメインのところのほうで見ると。ですから、奄美であれば、国土交通省のほうで財務省から出てくる評価書も一緒に見る、こういう形で考えて整理したところでございます。

【富田分科会長】       2番目の問題は……。

【河村臨時委員】       今の点についてよろしいですか。そうすると、例えば住宅金融支援機構なんですけれども、業務運営の効率化に対する評価が国土交通省のところは5段階で4よりも3が多いんですね。財務省のほうはAというふうにつけていらっしゃるんですけども、こういう評価のばらけ方はどう理解したらよろしいのでしょうか。

【白岩評価監視官】       すみません、それは悩ましいところでございます。

それから、2番目のポイントは、むしろ是非御見解を賜ればと思うのですが、事務局のほうとしてこうでなければならぬというよりも、むしろ悩ましいこととして、先生方の御意見が必要なのではないかと思っております。

ただ、一言単純に申し上げれば、実際に損が出ているときには、評価が高いというのは甘いという印象が出てきてしまうんですね。外部要因については、いろいろなことを説明書きで書いて、今の時期、どこの企業も、どこのファンドマネジャーと申しましょか、



す。いいときも悪いときも筋を通すというのが一つ考えるとしたらあると思いますね。

それから2番目は、この法人の運用者の責任問題と、それからファンドを委託している、ミューチュアルファンドとかいろんなどころ、あるいは投資顧問か何かにも依頼しているかもしれません。いろいろこの業界はありますので、これは皆さんのほうが御存じだと思うんですけども、どちらのほうの評価だと言われる問題ですね。いろいろこの業界においては、プリンシパル=エージェンシー関係の連鎖になっているというふうに私は思っているんです。

ですから、例えば年金なんかを見ても、主たるプリンシパルは労働者とか、中小企業であればお金を出している人たちなんです、我々のところで言えば。だけど、それが年金にエージェンシー関係があってエージェンシーになるけど、そこは今度は例えば投資顧問に、どういうところがいいですかと聞いたら、そこでプリンシパル=エージェンシー関係がまた成立し、それから、また実際にファンドを幾つも分散投資をするということになるとそこでまたP A関係が成立するという、こうなっているんですね。

だから、責任問題は分散しているようだけれども、一番大もとはやっぱりこの基金、だから独法の中のこの基金の責任者、これがどういうところに意見を聞いたかというところで、やっただけですけども、やはり独法の運用担当者の責任だというふうにせざるを得ないと、こう思うわけです。

ですから、ファンドマネジャーの責任で、それで私はわからないということは言えない。それはやっぱりP A関係で、一応それを受けたんですから、第1 Pからは。だから、そこでとどめるべきだろうというふうに今は思っています。

以上です。

**【富田分科会長】**　ちょっと言っておかなきゃだめなんですけれども、まず第1に、今、一番最後に出ている年金のところなんですけれども、アメリカでは公的年金は全部非市場性国債で運用しているんですけども、我が国はなぜだか自主運用といって、株も運用したいということで始めました。そのときに、明確な運用方針、それはどれだけポートフォリオを内外の株式や債券でどれだけ持つかということをはっきりと示すと。それは一応インベストメント・コミッティ、運用委員会というところでやっているわけですね。運用委員会とこの独法との関係をどういうふうに見るかということがやっぱり大事な点で、ファンドマネジャーとしてある意味独法があるわけなんです。運用方針に従って運用すると。そうすると、やっぱり最適のエグゼキューションをやったかどうかということが評価のポ

イントになるわけですね。そのときは、普通のファンドマネジャーに対する評価と同じだ  
と思うんです。問題は、運用委員会というところの決定に従ってきっちりと運用したかど  
うかということがやっぱり評価の課題になると思うんですね。

ただ、問題は、他の独法において、事前に運用比率を、ポートフォリオをどうするとか  
いう、そういう明確な運用方針が出ているかどうかということが問題だし、私はそもそも  
持論として、国の機関であるならば、マーケットに影響を与えないように、また、財テク  
みたいなことをやらずに、日本には非市場性国債はないので、一番流動性の高い国債を保  
有するのが一番いいというのが申し上げている点で、そうすると、運用体制も人も要らな  
いんですよ。それは言ってもう皆さん始めちゃったことなんだけれども、そういう観点  
が大事なんじゃないですかね。

つまり、運用の評価といったときにどこまで評価するかというのは、絶対評価をすべき  
ところは多分運用委員会がされるんです。運用するところは、やっぱりそれに従ってコス  
トを低くやったかどうか、タイミングとか間違えなかったかどうか。だから、問われるべ  
きは、運用方針をきっちり示しているかどうかだし、この独法の評価と離れて言えば、本  
当が一番事務コストもかからずに安定的、安全な運用資産である国債というものに注目す  
べきだろう。

先生、どうぞ。

**【櫻井臨時委員】** 何か運用ばかりになりそうだから、全体的に言いますと、私は分科  
会等々で、結構批判的な御意見も申し上げたんですが、昨年比べて非常に分かりやすい  
資料で、よくここまで評価をしてくれたなど、こんなように考えています。関係者には非  
常に御苦労さまでしたという気持ちです。

ただ、やはり基金の運用については振られた問題でもあるので、それだけはいろいろ気  
になったところがあるんですが、今まで幾つか言われた以外に、私は論点は3つあると思  
うんですね。1つは、例えば評価というのは何を評価するのかという問題、まず会計学的  
に言えば営業外収益に入ってきますから、仮に経営者、理事者、あるいは理事長の評価を  
することが目的であれば、営業外になってしまうし、そうでない場合には、営業活動にな  
るということになる。これが一つあるんですが、じゃ、年金積立金管理運用というのを業  
務にする場合には何か。つまり、資金が余ったから運用する場合と、それを専用にしてい  
る場合と話を分けて考えないといけない、こういう問題があります。

その際に一番問題になるのは、事業それ自身の評価なのか、それとも事業を運営する理

事長及び理事の評価なのか、これが総務省の中でも前回我々の分科会で議論して、まだ定まっていないということを感じました。これはしっかり決めていく必要がある。これが第1の論点です。先ほど黒川先生が申しされたとおり、ファンドマネジャーについては、これは相手の問題ですから、それを評価するという問題とはまず違う、こういうふうに思います。それが1つです。

論点の2は、今分科会長が申し上げたとおりだと思います。例えば、ある民間会社の例ですが、相当余剰資金を持っています。過去のいろいろなケースがありましたから、失敗もありましたから、現時点では大きな金額は国債にしているんですね。国債にすることについては、私は賛成したんです。結局国債にすべきであったのか、それともいろんなファンドマネジャーにお願いするのかなというのも選択肢の一つであったということを見ると、全くそのときの経済状況だけで云々すべきではないというように思います。ほかの選択肢がないかどうかということも考えるべきだ。それは許されてないかもしれません。そういう場合には、それはちゃんと検討すべきだと思います。

最後、ベンチマーキングは正しいかどうかについては、皆さんの意見ですと、どうもベンチマークをやればということだったんですが、私の経験を申しますと、必ずしもそうは言えない。例えばある公共機関が、1989年の終わりに委員会の中で余剰資金を活用すべきかどうかを議論したんです。そのとき反対したのは、実は私一人でした。運用はそのとき、今でも覚えているんですが、何%の運用をしているかということに対して7.62%であると。7.62%であればいいんじゃないかと言ったんですが、もうディーリング室もつくってあるし、やるんだということになりました。相当金額は減らしたんですが、やったんですね。しかし、そのとき、やるかやらないかというのは、そのときの経営者の責任なんですね。そのとき多額をやったら、相当世間に糾弾されたと思うんですね。

だから、結局悩ましい問題であるんですが、少なくとも論点の1、論点2、論点3というように分けて、一律にではなくて考えるべきである、こう思います。

**【富田分科会長】** ありがとうございます。今の櫻井委員のお話は、余資運用というものと、本当に年金資金運用基金、あるいは勤退共のように資産運用を主たる事業としているところでは評価の基準が違うでしょうということでありまして、そもそも独法が余資を持っていて運用するというのも、なかなか私には理解できないことなんですけれども。

ほかにいかがでございましょうか。どうぞ。

**【縣臨時委員】** 外形的なことで恐縮ですが、資料1-1は、各府省の委員会は一覧と

して見られる状況なのでしょうか。

【富田分科会長】 事務局、お願いします。

【白岩評価監視官】 今日これは初めて見せている資料ですけれども、今後は当然公表になります。資料1-1ですね。

【縣臨時委員】 ええ、そうです。

私もあるところで府省側の評価をして居ります。その経験では、府省側の評価というのはどうしても絶対的になってしまっていて、ほかの省がどのような評価を行っているのか、ということを考えずに、総務省側と府省側というコミュニケーションの中だけで行われている部分があります。ですので、ほかの省の情報も得られれば、その評価の考え方そのものに大分影響すると思いますので、それを逆に言えば促して頂いた方がよいのではないかと考えます。

【白岩評価監視官】 先生、ちょっと1点だけ補足します。今年の年報には去年のやつはこういうフォーマットで出すようにしていますので、そういう形で出すように始めています。

【富田分科会長】 ほかにいかがでしょうか。

【樫谷分科会長代理】 例えば空港周辺整備機構について、事務手続の期間の短縮の問題と工事単価の問題、この2つあるわけです。これを見ると、工事期間の短縮が16.2%短縮しています、14年度と比べたらということですね。福岡のほうは15.6%短縮しているということなんですが、これで評価のほうは、事務手続の期間の短縮については妥当であるということで二次意見でも評価をされていると書いてあるんですが、本当はこの短縮した原因が大事なんです。これは例えば本当に努力によって短縮するものなのかどうなのか。例えば防音工事をするという場合と、それからクーラーを取りかえるというのでは全く違うわけですね。そうすると、14年から19年までですと5年もたっているんで、防音工事はほとんど減ってきて、取りかえだけになっているのであれば、これは当たり前なんです。いや、もっと減らなきゃいけないのかもわからないです。

だから、本当はこの段階でもう少し突っ込まないといけない。そのときに、例えばこの政独委のほうでそこまで突っ込んで、この16.2%を短縮した。これはある意味ではすごい短縮ですね。民間でこれだけ短縮するというのはすごい話です。今までやってなかったからこうなったのかも分かりませんが、いずれにしても、こう大幅に短縮したとい

うことは何か原因があるはずですね。それをもう少し分析をした上で評価をしないと、短縮されている、これが評価ですと言ってしまうと、むしろ中身を変えてしまえば、実は率なんて変わるわけですね。だから、やっぱりそこについても少し突っ込まないといけないのかなというふうに思いますし、空調機工事単価なんかでも、単品であれば、その単品で単価が下がった上がったと言えますけれども、本当は少し中身が違えば、単純に単価では言えないというのがあるので、もう少し分類した上で、それぞれの単価がどうなっているのかとか、どういう中身の工事がどれだけ短縮しているのか、あるいは長くなっているのか、そういうような論点でやらないと、ちょっとこれだけだと足りないのかなという気がいたしました。これはここだけではなくて、ほかも同じなんですね。

【富田分科会長】 貴重な御意見をありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。どうぞ、梅里委員。

【梅里臨時委員】 年度途中の計画の修正についての話がございましたけれども、これは途中でやむを得ないことはあると思うんですね。それを一切変更してはならないということになると、全くそれ以降の計画に従った進行ということはできなくなりますので、修正そのものはやむを得ないかなと思うんですけれども、これを逆に安直に認めますと、簡単に変更して達成率で評価をするというようなことになりますので、やっぱり重要なのは、変更した原因だと思うんです。だから、これに関する計画修正があった場合には、そのいわゆるルート構図、ほんとうの原因というものをかなり綿密に分析して、それを評価するというのをあわせて行うということを求めることが本当に重要になってくるんじゃないかと思いますので、今回のこのケースについては、その辺のところというのが、単に水が出たとか、それは予見できなかったのかとか、回避できなかったのかとか、それを回避するために、事前にどういう注意をすればよかったのかとか、そういうところに結びつけていただきたいなと思います。

【富田分科会長】 貴重な御意見ですが、事務局、今の御意見はいかがですか。

【白岩評価監視官】 その点も踏まえまして今後詰めてまいります。

【富田分科会長】 どうぞ。

【岡本臨時委員】 これは質問なんですけれども、今後ということだと思いますが、国立大学法人、大学共同利用機関法人についての政独委としての評価の考え方といいたししょうか、基準といいたししょうか、これは独立行政法人と同じなんですか。あるいは何か変わった属性があるので指摘の基準が違うのか、この辺ちょっとどう考えていらっしゃるかお

伺いたいんです。

【菅原評価監視官】 国立大学法人の事務事業の見直しの件でございますけれども、もともと国立大学法人法におきまして、評価の仕方は独立行政法人とは異なっております。一番大きな点は、教育、研究上の配慮をしなければならないということになっておりまして、例えば評価も国立大学法人評価委員会が評価いたしますのは、その運営上の問題というようなことございまして……。

【岡本臨時委員】 ちょっと質問の仕方が悪かった。そういうことではなくて、それぞれ文部科学省の評価委員会が出してきた結果に対して、政独委として述べる、今独立行政法人は述べていますね、それと同じ目線で、今の属性の違いはあるにしても出される予定なのかどうかということなんです。

【富田分科会長】 事務局、どうぞ。

【菅原評価監視官】 評価の仕方において、言いましたように……。

【岡本臨時委員】 単純に言うと、厳しくやる・やらないというレベルが、独法と国立大学、大学共同機関は同じかどうかということなんです、考え方が。

【菅原評価監視官】 事務局としましては、厳しさという点で特に国大法人が甘いというような状況にしているという認識はございませんが、もともとちょっと制約があるという意味では違いがございますというふうに考えております。

【富田分科会長】 今の点、黒田委員、何か。

【黒田（壽）臨時委員】 今のとおりだと思います。

【富田分科会長】 阿曾沼委員、どうぞ。

【阿曾沼臨時委員】 私のほうで、事務局のほうから説明がなかったんですけども、第5ワーキングなんですけど、駐留軍等の労務管理機構ということで、もともとC評価ということであるんですけど、本来この法人が東京都に本部事務所を置くという、機構法の第5条にそういう規定がされているにもかかわらず、なおかつ本来東京にもそれに当たる土地があったにもかかわらず、いわゆる府省との意見が、きつい言い方をすれば対立をして横浜に置いたと。これは確かにそういうことがあったからCなんだけれども、なぜ横浜に行かなきゃいけなかったのかという必然性が、本来は府省の評価委員の中で議論されるべきだというふうに思って、なぜわざわざ横浜に置かなきゃいけなかったか。いろいろ理由がありますけれども、そこに恣意的な何かがなかったのかということを含めて評価をしていただく必要があるのではないのでしょうか。

それから、御説明はなかったんですが、ワーキング・グループの意見交換会というものを実施させていただいて、これは後でまた御説明があるんですか。

【富田分科会長】 はい。

【阿曾沼臨時委員】 じゃ、そのときにまたさせていただきます。

【富田分科会長】 阿曾沼委員が御指摘の点について事務局のお考えは。

【菅原評価監視官】 ワーキング・グループでも同じような御指摘をいただいておりますが、事実関係を確認しているところでございます。

【富田分科会長】 それでは、まだまだ議論がありますけれども、本日の委員の皆様の御意見を踏まえながら、各ワーキング・グループにおいて平成19年度業務実績評価に係る意見の取りまとめを進めてまいりたいと思います。

続きまして、議事は30分ほど遅れているんですけども、役員の退職金に係る業績勘案率についての審議に移ります。

初めに事務局から説明を願います。きっちりと簡潔にお願いします。

【白岩評価監視官】 資料Ⅱの束の中でたくさん書いてございますが、資料2-1のグループ、これは前回の議論を整理したものでございます。業績勘案率なり業績不祥事というのが退職手当や報酬にどういうふうに影響を与えるかということについてもこの間議論がありましたので、資料的に整理させていただいております。

前回のような議論があったことを踏まえまして、今回は、現実に修正が出ておりますので、その点とあわせて御議論いただければと存じます。

それでは、個別の案件について御説明いたします。

【細川調査官】 それでは、各府省の独立行政法人評価委員会から受けております役員退職金の業績勘案率の案件につきまして説明させていただきます。資料は、業績勘案率の資料リストのほうでいきますと、右肩に資料2-2とあります「各府省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について」という一覧表でございます。こちらを御覧いただきたいと思います。

今回御審議いただく案件でございますが、資料は一覧表が裏側までございますけれども、4府省で26法人の42人ということでございます。この42人につきまして、各府省の評価委員会により業績勘案率でございますけれども、0.9が6人ございます。それ以外はすべて1.0ということでございます。結論から先に申し上げますと、この42人のうち文科省のほうの下から2番目になりますが、日本原子力研究開発機構、ここは理事が3人ござい

ますけれども、このうちの1人は、在任期間も業績勘案率も3人とも同じになっていますので違いがわからないと思いますが、この3人のうちのお1人が福井県敦賀にございます高速増殖炉、今運転を停止していますけれども、もんじゅを担当する理事がお1人ございまして、その方を除いたほかの全体41人につきましては、府省評価委員会から提出されました業績勘案率どおりで差し支えないものと考えております。

今申し上げました原子力研究開発機構、高速増殖炉もんじゅの総括担当理事でございますけれども、このお1人につきましては、後ほど御説明申し上げますので御審議いただければと存じます。

では、時間の関係もございます。今申し上げました日本原子力研究開発機構のもんじゅ担当の理事1人を除く41人につきましては、0.9となっている案件につきまして若干触れさせていただきたいと思っております。

6人0.9というのがございます。上から申し上げますと、内閣府、沖縄科学技術研究基盤整備機構でございます。ここの理事、不祥事の関係で0.9ということになっています。内容的には、施設の改修工事に係る契約内容の公表、これは法令で義務づけられていますが、これについて怠っていた、要するに情報開示、透明性を欠いていたということが一つ。それと、そういう事態が起きた原因の一つでもございますけれども、この法人の法令を遵守するための関係規程の整備というものが不十分であったというようなことがございます。これはいったん内閣府の評価委員会のほうで1.0という業績勘案率で出されてきましたが、ワーキング・グループのほうで御検討いただきました結果、2つの問題というのは法人運営の基盤的な事柄だということで看過できないということがございまして、そういう結論を内閣府の評価委員会のほうにお伝え申し上げます。そうしたところ、内閣府の評価委員会で改めて検討しまして0.9という業績勘案率で上がってきたという経緯がございます。

続きまして、0.9の文科省の放射線医学総合研究所、ここも不祥事の関係でございます。研究費の不正な取扱い、いわゆる預け金という、今新聞でも話題になっています、そういうものがございましたことが一つと、それから、これも施設の関係で許認可等の手続を怠っているものが改修工事にあったというようなことがございました。ということで、それを勘案して府省の評価委員会のほうで0.9ということで上がっております。

それから、宇宙航空研究開発機構、ここは理事4人、監事1人ということで上がってきておりますけれども、0.9の理事がお2人ございます。これにつきましては、実は宇宙研究開発機構は、文科省のほうの評価委員会の業績勘案率の算定方式ですが、機関の業績勘

案率のウェイトを0.75、個人のほうを0.25ということですが、宇宙研究開発機構ではH2Aロケット6号機の失敗とか、その後、液化天然ガス、LNGの推進系、ロケットエンジンの開発、このプロジェクトの遅れ、それから月探査衛星ですけれども、LUNAR-Aというのがございまして、このプロジェクトの遅延とか中止というのがございました。そういう関係上、機関の業績勘案率のほうは0.9ということで出てきております。ただ、最終的に業績勘案率が0.9とされている理事以外の役員につきましては、個人の業績勘案率でいろいろと評価すべき点があったということで、最終的に1.0という業績勘案率になっております。逆に申し上げますと、0.9となっている理事お2人につきましては、個人の業績のほうで引き上げるような要素がなかったということでございます。

それから、めくっていただきまして一番最後、国土交通省関係、住宅金融支援機構、理事お2人が0.9となっております。これについて若干申し上げますと、ここの機構の主要な業務は、民間金融機関の長期固定の住宅ローンの供給を支援するというので、証券化支援事業というものをやっております。フラット35と言われているものでございますが、この業績が極めて低調という状況がございまして、それを重視しまして国交省の評価委員会のほうで0.9という業績勘案率を出してきたというような状況がございます。

ということでございまして、0.9の業績勘案率で上がってきたものだけ若干触れさせていただきました。それ以外1.0というものにつきましても、いろいろ不祥事等の関係等吟味させていただきました。事務局といたしましては、各府省の評価委員会が定めた算定方式に沿って算定されているか、それから業績勘案率検討において勘案すべき事柄がきちんと考慮されているかということも含めチェックいたしました。特段業績勘案率に反映すべきような事柄はなかったということでございます。

先ほど申し上げました原子力研究開発機構のもんじゅ担当の理事を除きます41人につきましては、いずれの案件も各担当のワーキングにお諮りしまして御検討いただきました。結論は冒頭申し上げましたとおり「意見なし」ということにさせていただいております。

では、次なんですけれども、先ほど申し上げました原子力研究開発機構のもんじゅ担当の理事でございます。これについて御説明させていただきます。時間の関係で説明が雑駁ざつぱくになって恐縮ですが。

日本原子力研究開発機構関係理事お3方の業績勘案率については一度ワーキングで御議論いただきました。その後、先週の木曜日、23日でございますが、福井新聞、それから毎日新聞に關係の記事が出まして実はもんじゅにつきまして、総合資源エネルギー調査会、

経産省のほうのもんじゅ安全性確認検討委員会というのが22日に開かれまして、その中でもんじゅの運転再開に向けた日本原子力研究開発機構の取組につきましていろいろ批判があったということでございます。

どういふことかといいますと、中身的には、マニュアル類の見直しの多くがまだ途上とか、世界原子力発電事業者協会によるピアレビューの結果が反映されていないというようなこととか、保守管理体制が不十分、劣化の兆候があっても傾向把握や補修を積極的に行っていない、情報の共有化に問題があるとか、そういうことを指摘されております。組織の姿勢、そういうものにちょっと疑念が向けられているということでございます。

こういふのが23日にございまして、その事実確認を直ちに行いました。それで、どういふ経過かといいますと、時系列で見ますと、このもんじゅ担当の理事というのは、17年の10月から19年9月30日、これが在任期間でございます。今年の3月26日、ナトリウム漏えい検出器から警報発生しました。もんじゅの冷却媒体であるナトリウムの漏えい検出器、これはたくさんございますが、そこから警報が発生しましたということでございますけれども、これ自体は誤報でございました。

ただ、原子力安全保安院はこれを受けまして、原因とか再発防止策を報告するよう指示を機構に対してしております。4月1日にもこのナトリウム漏えい検出器の不具合を新たに発見したというようなこともございまして、4月7日、原子力安全保安院で全ての検出器の計画的な点検等の指示がございました。その後、5月になりまして、約1カ月、第1回保安検査実施、原子力保安院が検査に入りました。その検査結果を受けまして、改善指示文書が機構に対して出ております。

機構は、この改善指示文書を受けまして行動計画というものを提出しているということでございます。さらに9月の段階で第2回の保安検査が保安院により実施されたというような一連の経緯がございまして、それで先ほどの10月22日のもんじゅ安全性確認検討会というものの評価につながったということでございます。

こういふ問題の指摘に対して文科省では、本部の業務の総括を担当する理事の業績勘案率が文科省の評価委員会で検討されたのは、先ほどの時系列でいきますと、第1回の保安検査の後で、その辺の事項については、すべて評価委員会のほうで業績勘案率の検討の際に織り込み済みであるという見解でございます。

その中で、いろいろ反省点があるということで、個人の業績勘案率につきましては、業務運営と役割分担とかコンプライアンスとか危機管理という項目で厳しく査定して0.5と

いう評価をつけているということで、個人の業績としては0.9ということになっております。ただ、機関の業績は1.0ということで、結果的に業績勘案率を1.0にしたということでございます。

あと、報道内容についても、トラブル未公表12件とかいうのは、実は公表すべき案件とか、報告漏れとか、そういうことではなかったこと、先ほど世界原子力発電事業者協会のピアレビューの結果も反映していないということでもございましたけれども、これもある意味推奨的にそういうふうなピアレビューの結果ということで指摘があったのですけれども、推奨事例ということで、そこまでは反映に至っていないというようなことなどの説明もございました。

ただ、いかんせん、原子力安全保安院のほうから、このもんじゅの関係はいろんな指摘を受けています。特別な保安検査における指摘事項というのがございますが、ここで発生原因の究明とか点検体制の充実、あるいは敦賀本部の積極的関与、点検等に対してより積極的に関与すべきというような指摘もございます。例えば組織としての管理、意思決定の仕組み等も改善が必要ではないかというような指摘がございます。一連のこういう指摘が、既にこういう事項の指摘は退職された後の問題でございますが、やめられたこのもんじゅ担当の理事の職責との関係でどういうふうに捉えるべきかという点が問題となるものと思います。

ざっと以上のような状況でございますが、このもんじゅ担当原子力研究開発機構の理事お1人とそれ以外の41人の取扱いについて御審議いただきたいと思っております。

なお、原子力研究開発機構のほかの理事2人は業績勘案率は1.0になっていますが、この2人はもんじゅのほうの案件には携わっておりません。担当外ということを確認しておりますので、そちらは1.0でよろしいのかなというふうに考えております。

非常に駆け足で雑駁な説明で申しわけございませんが、事務局からの説明は以上でございます。

【富田分科会長】 それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、御意見、御質問などございましたら、どなたからでもお願いいたします。

【黒田（壽）臨時委員】 ただいまの件、もんじゅの担当理事を除いての全員この計画どおりということだと思いますが、このもんじゅの問題は、担当理事がいたということでもありますけれども、原研そのものの安全体制、それから組織体制、その辺が大変不十分との指摘を受けているわけですから、理事が代わった際に、技術面・安全面における伝

承が組織として適切に行われたのかどうかの問題があります。ということになっていきますと、この理事だけの問題ではない可能性もあると思います。残りの理事も、これは担当が安全統括、安全研究、原子力緊急時支援・研修ということですから、ここにもひっかかってくる可能性があります。原研そのものの、もんじゅだけでなしに、すべての問題において影響が出てくる組織全体の問題になってくるのではないのでしょうか。業績勘案率が1.0となっていますが、この業績勘案率1.0は、こういうことを考えますと疑問が残りますね。

そういう点で、もう一回これは見直しをしていただきたい、決して、今問題になっています理事だけの問題ではない。原研そのものについて、いろんな指摘を受けている、それが改善されてきてないということは組織の問題ととらえたほうがいいというふうに思います。

**【樫谷分科会長代理】** 私も黒田先生と全く同じ考え方で、これは、もちろん担当も問題だと思いますけれども、これは本当に法人のカルチャーがおかしいのではないか。もし通則法が改正されたら、理事長の解任というのかどうか分かりませんが、勧告までしなきゃいけないようなレベルの問題ではないか。中身はもうちょっと精査しなきゃいけませんけれども、精査した上での話だと思いますけれども、これが事実であれば、そこに発展する話ではないかというふうに私は感じました。新聞記事ですから、少し過剰に言っている可能性があるんで、それはもっと冷静に言っていただきたいと思うのですが、やはりそうだという認識が私は必要だというふうに思っております。よく精査していただいた上で、担当理事の問題であるならば担当理事の問題かも分かりませんが、私は他の理事も含めて少しペンディングにして、その辺の精査をしていただいた上で、情報を頂いた上で判断すべきではないかというふうにちょっと思ったんですが、いかがですかね。

**【富田分科会長】** 関連してですか。松田委員、どうぞ。

**【松田臨時委員】** それに関して事実の確認をしたいのですが、当該理事の個人業績評価項目がありまして、今御指摘されているコンプライアンスの問題であったり、危機管理の問題の項目は機構の評定が0.5になっていますけれども、ほかの2理事はどのようになっているのか、それももし情報として可能であればお出しいただいたほうが、今の議論もしやすいかと思います。

**【富田分科会長】** それでは、今のことについて事務局、お願いします。

**【細川調査官】** 先ほどの事務局の説明では、この日本原子力研究開発機構の理事お3

方のうち、もんじゅ担当以外のお2人は、ほかの法人の役員と同じように1.0という業績勘案率でよろしいのではないかとということで御説明させていただきました。ただ、今御指摘ございましたように、これは担当理事だけの問題ではないということについてきちんと確認すべきだ、その辺は御指摘のとおり確認すべきだと思いますので、そのようにこの原研の理事お3方については、改めて職責等々、今回のこの案件の御指摘等につきましては詰めさせていただきたいと考えております。

もう一点、ほかの理事お二人の個人の業績勘案率については確認し、改めて御報告させていただくということでよろしいでしょうか。そういう取り扱いにさせていただければというふうに思っております。

【富田分科会長】 ほかに……。

原子力研究開発機構については今のような取扱いということなんですけれども、ほかの法人ではいかがでしょうか。

【松田臨時委員】 毎回同じ質問で恐縮なんです、住宅金融支援機構の1人の理事の理事としての業績勘案率の適用期間が4カ月になっていますが、これは当初はいわゆる任期が長かったのが何らかの理由で短くなったのか、そもそもこういう任期でされたのか。理事というお立場の方の任期がもし当初からこういうのであるとすると、そのこと自体が少し……。

【細川調査官】 住宅金融支援機構の理事でございますね。在任期間のほうは長いのですが、業績勘案率の検討の適用期間、こちらが短いのは、独立行政法人化が19年4月1日ということでございまして、わずか4カ月ということに1人の理事のほうはそういうふうになっております。

ちなみに、いつもちょっと確認されますので申し上げますと、0.1業績勘案率が違うことで金額的に幾ら違うのかということでございますが、4カ月という短い期間でございまして4万円、それからもう一人は12万円というような金額になっております。

ちなみに、文科省のほうは6人0.9がございすけれども、こちらは約17万円から50万円という金額の差になっております。これが0.1の違いということでございます。

【富田分科会長】 ほかにいかがでしょうか。

今の日本住宅金融支援機構で0.9と国土交通省の評価委員会がされている理由ですね、これが計画を下回るから0.9だということなんですけれども、考えてみますと、計画を下回った理由というのも多分に金融情勢によるところが大きいと私は思うんですね。もちろ

ん建築基準法の改正とか、そういうことの影響もあったんでしょうけれども、実績が当初計画を下回るということについての理由が、この担当理事の方の職務に落ち度があって、例えば証券化費用が計画よりも高くなってしまったとか、そういうことだったらわかるんですけど、何でも、何で実績が計画を下回っただけで0.9なのか、それをきっちりと把握しないと、言い値で計画が実績を下回ったから0.9だというのは、一体当分科会は何を検討しているんだというふうなことにもなりかねないと思うんですね。つまり、これの原因の分析だとか、なぜ実績が計画を下回ったかということもやっぱりこちらとしても詰めていかないと、ああ、0.9ですか、はい、はいということだけになっちゃうと、何かよくわからないですね。結局不祥事でだけ評価するのかということに近いような印象を私は今日受ける。

私の司会もつたなくて、ちょっと時間がもうぎりぎりになってしまっているんですけども、この業績勘案率につきましては、今の日本原子力研究開発機構の3方と、それから住宅金融支援機構のこの点について一応この後私に御一任いただいて、今後ワーキングチームを開くなりして検討を進めていきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。その他案のとおりということで。

【櫻井臨時委員】 時間がないのに大変申し訳ないですが、今年は業績勘案率は、昨年に比べると、昨年は例外は98人中1人しかいなかった。これは評価をやっているのかという批判をさせていただいたのですが、今年は88人中6人で評価しているんですが、さらにお願いなんですが、独立行政法人の何人かに聞いたんですが、いずれかということ、総務省とか、世の中もそうなんですが、機構が悪い、悪いとたたかわれているばかりというように感じる人が多いんですね。そういう評価であっていいんだろうかということ、非常に強く感じます。つまり、効率性と有効性を高めるということがエージェンシーをつくった一つの理念であるとするならば、悪いときだけじゃなくて、もう少しいいものも優しく見てほしい。人間はそうでないと、本当にやろうという気持ちがなくなって、独立行政法人から優秀な人材がいなくなってしまう、こういう危惧を私は感じているので、来年はそれをぜひとも勘案してほしいと思います。

もう一つは、議論を通じて分科会もよくわかってきたことなんですけど、どうも評価が事業の評価か、それとも経営をやっている理事、理事長の評価かということが必ずしも統一されていないということを知りました。むしろ事業の評価によって業績を評価している、これについて私は自分の専門から言いますと大変な疑問を感じています。例えば、日米で

違うんですが、まずぜひとも御記憶いただきたいのは、我々の専門では、例えばデービッド・ソロモンズが主張したことなんですが、これは事業の評価と人の評価は変えるべきである。事業の評価については、例えばその事業を切り離したり、売ったり、やめたり、あるいはその他の事業を購入するときは、事業それ自身の評価が重要なんです……。

【富田分科会長】 すみません。大事な点なんですけれども、まず、独法の事業は勝手に売ったりできないんです。そういう裁量はなくてですね……。

【櫻井臨時委員】 そのとおりです。

【富田分科会長】 先生おっしゃったように効率的により質の高いサービスをやっているただために存在するんで、そういう意味で、ちょっと長くなっちゃいますけれども、基本的には事業の評価でもって業績の評価、それも我々がここで評価しているのは、単に、単にと言ったらしかられますけれども、給与なり報酬の全体体系じゃなくて、退職金という形で、しかも理事の方だけなんです。だから、我々は別にトータルに見ているわけじゃないしに、基本的には御担当の部門の業績といったところを中心にして評価するということだと思えます。御高説わかるんですけれども、ちょっと時間もあって……。

【櫻井臨時委員】 それで、要点だけは、事業の評価ではなくて、私はその事業をどうやって運営したかによって評価してほしいということを申し上げたいんです。

【富田分科会長】 はい、ありがとうございます。どうやってというのは、アウトカムで見るんじゃないしに、マネジメントにおけるプロセスにおいて改善があったかどうかというふうなことです。

【櫻井臨時委員】 そうですね。例えば企業で言うと、ROIという、こういう評価というのはあまり適さないですね。

【富田分科会長】 ROIというのはアウトカム指標だから、それはここで入っていません。

【櫻井臨時委員】 そうじゃなくて、予算との比較によって評価をする、予算との比較によって全体の経常利益で評価する、これが日本のやり方です。

【富田分科会長】 ありがとうございます。

【河村臨時委員】 今分科会長が御指摘くださいました住宅金融支援機構のところについて、私は国土交通省の担当のワーキングにいるんですが、そこに所属する委員として、実際に視察にお伺いしたときのやりとりなんかも含めて、時間もないので簡単にお話ししたいと思います。どうみたくということなんですが、今回、こういう0.9という数字が国

交省のほうから上がってきた。理事の方お二方、お一人は企画の担当でいらっしゃる。もう一方は総務人事とかの担当であった。ちょっと記憶は不確かですが、ワーキングでの御説明でそうであったと記憶していますけれども、計画を大幅に下回る実績になっていると。もちろんその要因には、今分科会長がおっしゃられたような低金利という、そういう外部要因があるということ、それは私も全然否定する気はないんですが、もう一つ要因がやっぱりあると思います。商品性の問題です。低金利という状態は、この住宅金融支援機構にとってだけではなく、証券化をやっているほかの民間金融機関にとっても全く同じ情勢です。そのときにこの機構だけ、民間金融機関に対してこの証券化、機構の商品を使いませんかといったときに、提示するレートが正直言って高いです。商品性に問題があると。じゃ、なぜそういう高いレートを提示しなきゃいけないのかというと、何を乗せてそこを出しているかということがあると思う。人件費が乗っているのか、システムコストか分かりませんが、やはり商品性にも問題があるんじゃないか。

この点については、実際に機構にお邪魔したときに直接理事長に対して申し上げております。私、個人的にはそういう問題もあるということを経済側にも御理解いただいたというふうに認識しております。そういうやりとりがある前の時点で、これは機構なり国交省で検討された結果としてこういう業績勘案率が上がってきているというふうに思います。やはりそういう事情があると思いますので、ワーキングのときにも申し上げたんですけれども、私個人としてはこういう数字をあちら様から上げてこられたのあれば、それに対してどうのということではないのではないかとということでワーキングでも意見を申し上げました。

分科会長とお考えが違うところも多々あるかと思って、恐縮ですが、一応そういうことがありましたので。

【富田分科会長】 今御説明があったんですけれども、逆に、じゃ、いいレートで住宅金融支援機構が銀行から住宅ローンを買うということになると、かえってまた民業圧迫とかいう議論にもなる。それもあって、結局はどういう住宅政策の中で住宅金融支援機構は役割を担うかといいますと、その市場で決まります国債金利にどれだけ証券化に係る金利として住宅金融支援機構の証券化の費用が上乗せされるか。独法として評価されるべきは、その証券化費用を0.65%にするという目標を彼らは立てていて、それが計画どおり下がっているかどうかということが評価されるべきであって、そこから逸脱して無理やり低い金利で売ったり買ったりしたら、これはまさに独法としての役割を果たしていると言えない

問題なんですね。

何が言いたいかというと、住宅政策を担うに当たって、証券化支援費用を節約していくという、そういう中期計画を立てられている。それに向かってやっているかどうかということが評価されるべきであって、逆にいっぱい住宅ローンを購入してMBSをやったら民業圧迫ということにもなっちゃうわけですよ。

我々としては、状況によって評価の視点とか評価の軸が変わってはだめなんですね。中期計画に示されたものを軸にして評価すべきであるということと、先方がこうやってきたからこうだということもなかなか言えない。評価というのは事の当否を判断するんですけども、やはり我々が持ってなきゃいけないのは評価の基準であり、それをかなり永続して持ってなきゃ困るわけです。ということもあって、私はそういうふうに申し上げたんです。

【樫谷分科会長代理】 0.65というのをもう少しコスト削減の余地があるんじゃないかというような感触は持ったんですね。

【富田分科会長】 それは、中期計画をつくる時に随分議論があった問題なんですよ。これをまた無理やり、例えば今はもう補給金はもらえないですから、下げようとする、また赤字になっちゃうという問題がある。

【樫谷分科会長代理】 固定費と変動費の関係があるので、その辺もよく我々も分析し切れなかったことも事実なんですね。

【富田分科会長】 これもだからもう一回検討いたしましょう。我々は、言い値で出すんじゃないしに、やっぱりこれまで随分長い間この分科会も活動してきたわけだから、いろいろ検証しながらやっていくことが大事だというふうに思います。

ちょっと長くなりましたけれども、ということで業績勘案率につきましては、先ほど申しました2法人の4名の方を除きまして……。

【白岩評価監視官】 5名です。

【富田分科会長】 5名ですね。5名の方を除きまして、37名の方につきましては、案のとおりとさせていただくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【富田分科会長】 以上で予定の議題についての審議は終了いたしました。もう時間も過ぎておりますけれども、事務局より独立行政法人評価における評定区分、評価基準に関する論点について簡潔に紹介してください。

【白岩評価監視官】 阿曾沼先生、申しわけございません。ワーキング・グループの意見交換会について先ほど言及しておりませんで、関係ワーキング・グループの先生方、ありがとうございます。今週の30日にもう一つ懇談会がございますので、また来月も予定しております関係もございまして、またよろしく申し上げます。先ほどちょっと言及が漏れておりました。申しわけございませんでした。

今分科会長から御紹介のありました案件ですが、評定区分・評価基準の統一に向けて、論点の紹介と、今後この分科会において御検討いただくときに頭に入れていただければどうか、そういう問題提起でございまして、先生方によりしく御承知願えればと思うんですが、実はもう単年度の二次評価のところの、先ほど長い間議論した中でエッセンスが出てきております。

御紹介いたしますと、昨年末に決めました整理合理化計画という閣議決定におきまして、評価委員会の評価については評定区分を統一するという方針が閣議決定されております。その上で評価基準の統一を検討する。これはちょっと用語が複雑でございますが、評定区分というのは、A、B、C、D、Eであるとか、1、2、3、4、5であるとかいうもの。S、A、B、C、Dとかいうものもありますし、S、A、B、C、Fとか、AA、A、B、Cとかいろいろバリエーションがあるんですが、これを統一しましょうと。

評価基準の統一を検討するというのは、この委員会でもいろいろ議論されておりますが、ここで使っておりますのは、当該評定であると判断するに至る基準というふうに理解すればよろしいかと思えます。

そういう方針が出ておりますという御紹介でございまして、これをどこがやるのかということなんですが、結局この分科会で御議論いただくことが重要なのではないだろうかと思われ、事務局としては考えておまして、御紹介させていただいたわけでございます。

ちょっと早口で恐縮でございますが、今までこの委員会で御議論いただいたいろんな先生からの御発言のエッセンスを整理して、不足とかいろいろあるかと思えますけれども、それについてのファインディングズというか、事務局なりにデータをとりまとめております。

評定区分の現状としては、現在ほとんど5段階の評定区分になっています。ただし、案件に応じて段階を省略できたり、増やしたりできるというような規定を設けているところもございます。ただ、原則は5段階で、農水省を除きますと、皆5段階に集約されている。農水省は3段階とか2段階とか、そういうのがある。

それから、もう一つは、評定記号は一体いかなることを意味するかという、評語と言ったらよろしいでしょうか。この評語はどんなものかと申しますと、「極めて順調」が一番上で、次が「順調」で、次が「おおむね順調」、4番目が「やや順調でない」、Dが「順調でなく、改善が必要」と、こういうような形になっているんですが、これに限らず、例えば70%とか80%とか。多くあるのは100%以上ですと第2段階であるとか、こういうような定め方でやっております。「おおむね」とかいう語がいいのか悪いのかという問題もあるかと思いますが、そういうような多義的な用語があって、その意味が不明確で分かりにくいのではないかと。また、その評定記号が同一でも、記号に付されている意味が必ずしも同じではない。「おおむね」が上にいたり下にいたりしますので、それがある。

だから、評定を見ても、せっかく国民のために評価をしているわけですが、評価の中身を見た国民の方々は、これは何を意味しているのかわからないんじゃないかというのが問題。さらに、その意味が仮に同一であったとしても、今度は目標や計画の難易度にバラツキがあるんじゃないか。それから、達成に向けた取組が的確に表現できてないんじゃないか。

もう一つ、先ほどこちょっと農水省の緑資源で言及しましたけれども、法人全体の評定記号というのがあるところとないところがあるんですね。これをどう考えるか。

他方、評定の意味がそうだと、じゃ、そうだと判断する評価の基準というのは、これは事業ごとに多分違ってくるはずなんです、その基準が甘いのではないかと。その「甘い」の中もいろいろバラツキがたくさんあります。

閣議決定で方針が示されておりますので、少なくとも評定区分を統一しなければならない。統一するということに、じゃ、今まで問題意識としては、皆さんからというか、外からよく言われるのは、独法評価が甘い、一生懸命いろいろなことを評価しているのだけれども、甘いと言われていることについてどう考えるかということで考えてみますと、結局5段階のうちの評語なり何なりを統一してみても分かりやすくして、こういう整理になっているんだという説明をしていくことが一番いいのではないかと。1つ目の論点で、5段階の評定記号を統一してみてもどうか。まあ評定記号は仮置きですけども、S、A、B、C、Dとか、優、良、可とかいうよりも、標準というのが真ん中であって、その前後ですよということでもまず統一してみてもどうでしょうか。ただし、標準より上というのも、外的要因で上になっただけだったら、これは評価してもしょうがないので、そこはしっかりしなきゃいけないんじゃないですかということで、若干バイアスがかかってい

ますが、こういう5段階のやつを、事務局で試案、たたき台としてつくっております。こういったものにしてはどうかということについて先生方の御議論を今後いただきたいということでございます。

2つ目の論点でございますが、今度は、法人全体の評定というのをつくる必要があるかないか。つくるというのも賛否あると思うんですが、例えばそれにしても、先ほどの1-1の資料を見ていただきますと、計画の柱立てに沿って一応大きくくりにはなっているんですね。ただ、大きくくりになっているやつの1番目と2番目が、個別の事業そのものの必要性であるとか価値であるとか、そういうものもまざり込んでいるものですから、独法の評価というのは、いろいろ多義的なものを一生懸命まとめなきゃならないようになっております。これは不可避的なものかもしれませんが、そういったものをまとめていって、もっと分かりやすくできないか。仮に1つにできないにしてもですね。そういうような論点です。

3つ目の論点は、評価基準の統一と申しましたけれども、まず評定区分と意味を統一していきますと、意味がはっきりしますので、そこに至る基準というのは事業ごとに翻訳ができてくるのではないかとと思うんですが、さはさりながら、政府が統一的に取り組むようなものについては、くり方であるとか、基準であるとかいうのは統一していくことができるのではないかというお話です。

こういうような議論を進めていって、成果物をどうするかの問題もありますが、閣議決定の方針に沿って、この委員会において委員会としての一つの考え方などを示せるとよろしいのではないかとということで事務局から問題提起をさせていただきました。

以上でございます。

**【富田分科会長】** 事務局から論点として3つもいただいているんですけども、今日はもう予定の時間を過ぎてしまいましたので、これからまた機会を見つけて議論を深めてまいりたいと思います。

最後に、今後の日程につきまして、菅原評価監視官、お願いいたします。

**【菅原評価監視官】** 今後の日程でございますけれども、その前に1点、国立大学法人の事務事業の見直しにつきまして一言申し上げたいと思います。

国立大学法人につきましては、平成21年度に事務事業の見直しを行うことになっております。そのスケジュールにつきまして、独立行政法人の場合ですと、8月末に主務大臣の見直し素案が提出され、11月または12月に勧告の方向性を出していただいて、年内に見直

し案を決定するというのが通常でございますけれども、国立大学法人につきましては、中期目標の原案を各国大法人が作成するという事になっておりまして、その事務事業の見直しを中期目標の原案に反映させるためには、21年度の早期、現時点では5月とか6月ごろになるのではないかというふうに想定をいたしておりますが、そのころには見直し案を決定する必要があるのではないかというふうに考えております。

現在、具体的スケジュールにつきましては、文部科学省と事務的に調整をしている段階ではございますけれども、通常の独法の事務事業の見直しとはスケジュール的には異なる。したがって、年明け早々にも本格的な議論を国大法人ワーキングのほうでしていただく必要があるかなというふうに現時点では考えているということをお承知いただければと存じます。

今回の分科会でございますけれども、政策評価独立行政法人評価委員会本体との合同で会議を開催したいと考えておりまして、本日いただいた議論も踏まえて、年度評価意見について御決定をしていただきたいと考えております。

日時につきましては11月26日の、今のところ午後、それから場所につきましては虎ノ門パストラルを予定しております。議題の関係もございまして、ちょっとまだ何時からというふうに申し上げられませんが、それにつきましては、また決まり次第、追って御連絡を差し上げたいと思います。

以上でございます。

**【富田分科会長】** それでは、以上をもちまして、政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会を終了いたします。

本日は、御多用の中御出席を賜りましてありがとうございました。

— 了 —